

古語彙類

年政六
上

廿一

内閣文庫

一五	三五	和
一函	二五	書
六	三八	架
架	冊	號
	類	

内閣文庫	
番號	和 35580
冊數	23 (21)
函號	151 38



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



同也

書

書

書

安政六年未正月

一老

如方之由工者以瑞穂長高初生新々々々人出此言也

一月十日

一園

友升

三系

友吉

三系

柳向

名大和系古物(同)中系古物(同)系古物(同)系古物(同)

三系

友高

三系

友三

三系

伊丹

山向

宵

君之為帝也

一 不而表也

君之為帝也 亦以心之為名也 亦以心之為名也 亦以心之為名也

亦以心之為名也

拋棄易於於為情本邦亦象以屋知元物忠字銘心骨常拂

汚塵清體肢豈憶一躬遭大咎正經六月絕台急魂神者在

請安意大道恩家可持

臣宗昌

一

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

德泉云自謂 亦有七卷之旨 於德之否 亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

十月十日

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

亦危中

林晃

鳳曆須春玉燭和 普天率土盡歡歌 仰瞻聖地昌而懋 風石鳴條海不波

朝夜歡迎首祚辰 天時政令共維新 願教恩澤常如此

林

四海永瞻今日春

三月廿五日

思君若し江に 柳花代花書

此花若し江に 柳花代花書

一日廿五日

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に

思君若し江に 柳花代花書

三月廿五日

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

三月廿五日

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

思君若し江に 柳花代花書

一二月廿七日 平表 寺 師 在 此 中

一三月廿七日 平表 寺 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一三月廿七日 平表 寺 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一三月廿七日 平表 寺 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一三月廿七日 平表 寺 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一物 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中 師 在 此 中

一二月三日

堂字島松光
干綱 二

東京歌合等河原守有合名歌上之

日十公 内目兄

法刀 德徳園氣意
代金武松方松

大正歌上京守等松方日記方有

内子自相使也 修徳

法掃(法刀) 吉以吉次
代金武松方

法掃揚 登登
代金武松方

名松美而以有記

馬形少松方

城信方

馬形少松方

馬形少松方

吉同人

一 馬形少松方

城形同松以竹知し為方石村時也 修徳方

名松美而以有記

一 未三月十日 全一夜
時辰二

吉松連
川井海吉印

松方高志長年外此松以丹保今松方吉松松方高志長年外此松以丹保今松方吉松

方し急有記方

一 三月十日 城形中馬形少松

馬形少松方

一 松方高志長年外此松以丹保今松方吉松松方高志長年外此松以丹保今松方吉松

均不一種... 松方高志長年外此松以丹保今松方吉松松方高志長年外此松以丹保今松方吉松

此の旨は甚き抄に省略す。支那の人物と見せし物に
一先月曾曉公の旨を尋ねし由り南院に於て大南人の旨
おまじの旨に於て中井の旨とす。棟舎に於ての旨は
徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て
おまじの旨に於て中井の旨とす。

二月十日

和南院に於て

一約は極端に人々を以て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

おまじの旨に於て

徳地は物言ふ事外に旨は此の旨に於て中井に於て

以爲野分又ハ民之御也其心以爲人徳也

事之有方有未之而之也其心以爲人徳也

一此其心也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

一此其心也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

一此其心也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也

一此其心也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

一此其心也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

其心以爲人徳也其心以爲人徳也其心以爲人徳也

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

一 〇月十日

此の古本は、高七名に記す事

一、易の、此の古本は、高七名に記す事

一、易の、此の古本は、高七名に記す事

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

一、易の、此の古本は、高七名に記す事

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

一、易の、此の古本は、高七名に記す事

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

一、易の、此の古本は、高七名に記す事

高七名

高七名

高七名

高七名

高七名

一、由らば、
人、
ふ、

一、
一、

~~...~~

...

一、
一、
一、
一、

一、
一、

一、

一、
一、
一、
一、
一、

一、
一、
一、
一、
一、

一、
一、

二月廿七日 宗子ハ布衣ノ事高為社四君中ニ同格奉被
シテ高為社四君中ニ行ノ事ハ高為社ノ如ク奉被
シテ行ノ事ハ高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
奉被シテ高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
第一

上皆敬意ニシテ御満ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
奉被シテ高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被

高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被

義公ノ後國ノ事ニ定メテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被

高為社ノ如ク奉被

高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被

高為社ノ如ク奉被シテ高為社ノ如ク奉被
高為社ノ如ク奉被

切申上申の御事又公事御下向し務井ハツ書と連職の地
の宛先し一係の國と宛先物に記す由也

御事一御下向の事一と記す 御中御之様と宛先

年二初め迄は公事御下向し御下向し御下向し御下向し
の公事宛先し御下向し御下向し御下向し御下向し

申り出さる

以知押

申り出さるの事御下向し

一御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

一御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し
御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

一月十日 此方ち勢の事と申す事 御下向し御下向し

御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し
御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

御下向し御下向し御下向し御下向し御下向し

初言可也... 後言可也

一 月 廿 五 日 申 時

下... 申時

日... 申時

此... 申時

初... 申時

右... 申時

一 月 廿 六 日 申 時

右... 申時

右... 申時

揚... 申時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

但... 申時

因... 申時

調... 申時

一 月 廿 七 日 申 時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

一 月 廿 八 日 申 時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

右... 申時

此方名曰正言名
此方名曰正言名

小山少印

此方名曰正言名
此方名曰正言名

去地美江

此方名曰正言名
此方名曰正言名

七所治書

此方名曰正言名
此方名曰正言名

長島白河

此方名曰正言名
此方名曰正言名

志山然子

此方名曰正言名
此方名曰正言名

親原杉所

此方名曰正言名
此方名曰正言名

白 庵子

此方名曰正言名
此方名曰正言名

長島白河

此方名曰正言名
此方名曰正言名

一月廿六日初めゆき出づる日十月廿九日初めゆき出づる日
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

一月廿六日初めゆき出づる日十月廿九日初めゆき出づる日
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

一月廿六日初めゆき出づる日十月廿九日初めゆき出づる日
此方名曰正言名

此方名曰正言名
此方名曰正言名

一、登記帳簿の調書を申し回し、全一を帳簿用と名づけ、通しを或
一、現行の三ヶ年係書を整理し、修正し、

一、六月整理の旨を申し、
一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、西五元札
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

一、町内通り
一、通り
一、高田元札

改方札の事なる事白後より成りし事

多道解りし事なる事現也

多道

一友扱と款

一と位及く外徳の書籍等其上の記

或記その友位字に記書執

一此等字に執印に記す事本と款

一垣部海列と圖

一甲由刀剣等其の所居し少なる事

一銅

此の事なる事其の事なる事其の事なる事

遠く書便なる事なる事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事なる事

少月

一尋常書佛蘭西英法利の南地等其利なる事其の事なる事

為二月の事なる事なる事なる事なる事なる事

之利なる事なる事なる事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事なる事

少月

一少月十日の事なる事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事なる事なる事

此の事なる事なる事なる事なる事なる事

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

二月九日

中

一英通の船名を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一舟の形を云ふ

一英通の船名を云ふ

三打

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

一英通の船名を云ふ

舟の形

一英通の船名を云ふ

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

舟の形

一英通の船名を云ふ

舟の形

一英通の船名を云ふ

一英通の船名を云ふ

何國物より長久支那に名并出計支那向に在るもの人百七款
今迄に列記するに及ばずし心物國文類に記すに及ばずし心物
向論地外類に記すに及ばずし心物類に記すに及ばずし心物

二月廿

一六月廿二日 於此探得也 支那向に在るもの人百七款
一六月廿二日 於此探得也 支那向に在るもの人百七款

一六月廿二日 於此探得也 支那向に在るもの人百七款

一六月廿二日

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

支那向に在るもの人百七款

君の御意を承りて承知候事
御方へ申上り候事
任事申上り候事

一 六月廿五日
一 六月廿七日

一 六月廿九日
一 七月一日

一 七月三日
一 七月五日

一 七月七日
一 七月九日
一 七月十一日
一 七月十三日
一 七月十五日
一 七月十七日
一 七月十九日
一 七月二十一日
一 七月二十三日
一 七月二十五日
一 七月二十七日
一 七月二十九日
一 八月一日

家元初

一 八月三日
一 八月五日
一 八月七日
一 八月九日
一 八月十一日
一 八月十三日
一 八月十五日
一 八月十七日
一 八月十九日
一 八月二十一日
一 八月二十三日
一 八月二十五日
一 八月二十七日
一 八月二十九日
一 八月三十一日

五月

白河

陸川一三八

新ありて

一月中旬迄の合のりく法由

早物美名眩八海一情未政位為因格、各執子皆豚火を後

一人謀朝雛

又

漫道家風為帝京一び生帝却如碇園為臣も亦是
駿使之主居地碗高

一老人の事

三年の秋時を神一 月新と云り 是るをししと云ん

晴るよつあんおをくくあはは世もつも海れきとあ

物に流をよん老人の痛きのをいふ一 ことあつとあ

きハ物めすくしと道くくし世はのあまやれを政まゝのう

年九報をいふまのちれあいのいふあ城のし一 時くくをく

さくせりおねさくくもくくくくくくくくくくくくくくく

あつとあをいふくくくくくくくくくくくくくくくくく

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

望人部古抄

一

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

望人部古抄

一

望人部古抄

望人部古抄

一

望人部古抄

望人部古抄

此後糖屋不取年約者も之より因由也世に揚子書糖屋之元

之元也者も中へ使し

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ 上州高橋村と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

揚子書也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

右月方也

右年者元也

平尾博太郎

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一 右年者元也糖屋(元年)と云ふ

一 右月方也の國に元つて之を也此れ也

一乾吉を有る者 曰万幸あり 一吉を得る者 曰或万幸あり

一元之金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一萬の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一十の金を有る者 曰万の積り 一吉を得る者 曰万の積り

一 三月十日書

芝草相模之凡お考を了善法中へ是れ可也位はた
概あり

外國人旅宿御曹請御用ノ屋場 御作事方
此校印アリ

一 麻布と物也 此寺ニ聖利加人該也

一 吉橋車福也 此寺ニイキリ人該也之同國ノ人ノ路ノ也

一 神名川 寺也 物也 光伸也 小寺也

此寺寺ニ夫人該也 此寺也 近退ヶ併係ナケル一物也

此寺ニ寺ニ同ノ龍也

此寺ニ信也 婦人ノ一ノ物也 此寺也

一 神名川 公橋 廣也 此寺也

此法中ノ新也 此橋ハ何程ノ幅也 寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ

或同也 寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ

一 橋也 寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ寺ニ

一 寺名也 寺也 寺也

一 此國也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也

一 此道也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也

此寺側也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也

一 又橋也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也

一 橋也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也 寺也

此寺也

御免 遊女部 港寄町 仮宅

此書例三十一行 世女名表 未人の名が少梅ありと云ふに
友と名取

方他七新親善請書抄 左馬助中三郎元七
孝七 六月十日 世女名表 出承り 書名しし

一 月 初旬 出承り 後 命 主 親 善 請 書 抄 左 馬 助 中 三 郎 元 七 孝 七 書 名 し し

此書例三十一行 世女名表 未人の名が少梅ありと云ふに
友と名取
孝七 六月十日 世女名表 出承り 書名しし
一 月 初旬 出承り 後 命 主 親 善 請 書 抄 左 馬 助 中 三 郎 元 七 孝 七 書 名 し し

孝七 六月十日 世女名表 出承り 書名しし
一 月 初旬 出承り 後 命 主 親 善 請 書 抄 左 馬 助 中 三 郎 元 七 孝 七 書 名 し し

六月

連名

一 月 初旬 出承り 後 命 主 親 善 請 書 抄 左 馬 助 中 三 郎 元 七 孝 七 書 名 し し

一 月 初旬 出承り 後 命 主 親 善 請 書 抄 左 馬 助 中 三 郎 元 七 孝 七 書 名 し し

批在... 上京... 教... 中... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

白... 各... 令... 批... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

金部

子也

八条

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日

金部

七月廿七日 金部

七月廿七日

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日 金部

七月廿七日

金部

金部

金部

金部

流火 物に流るる 子地に 赤井の

口をもちも 志は物に 流るる ちりて

半人足 中道に 流るる 中道に

一戸 場子に 流るる 場子に

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

一戸に 川を流るる 物に 流るる

終りて幸國修和武被与及汝所天律以口而農去越之似和之
打傳し一被を身なり及汝の注進を以美言三つをか彼に傳ふべき
先細幸の因に及汝減たて可きより比方回遊し一書より打傳
以名に備せし筆友は比の所の中より之を以て名に傳ふべし
ふとありしわ和傳と名に切わしむと乞ふ事は政事なるを以て
處に及一由汝迄に及汝書に及せし筆友は比の所の中より
之を以て名に傳ふべし及汝書に及せし筆友は比の所の中より
十五二條より及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり
一書より及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり
及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

打果其意を以て及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

以て及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり
十條より及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり
及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

一七月亦也

於中同和品 和東和氣書
和信也 由及和伊書

及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

和信也 由及和伊書
及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

和信也 由及和伊書
及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

及汝傳を及力なりと及國は及汝傳を及力なり

一 有亦

以也

高均

加

新

以也... 田名

高均... 田名

一 有亦

高均... 田名

高均... 田名

高均... 田名

高均... 田名

高均... 田名

下

高均

高均

高均

高均

高均

高均

高均

高均

一 有亦

まことよきまをまねくらねる絶望をわが心よのくま比をこゝろ切はは
ふあれよ過失の過りおとけし百も多し思ふも思はずけし善念をよ
と昔らの絶望をわが心よのくま比をこゝろ切はは
句よはよふ人のこの世にまはるおれのまはるやまはるまはる
七十年の世の年中まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
ほろろよまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
なまの世とまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
挽き入りまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
生れよまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる

まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる

半一歌

まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる
まはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはるまはる

一 拾遺撰り幕府の字

筆師

永井玄蕃氏 加藤氏

水野玄蕃氏

公

甲申年

丁卯

比内掃部

御書

御書

御書

平内秋七

御書

御書

御書

比内掃部

御書

御書

御書

比内掃部

御書

御書

御書

比内掃部

御書

御書

比内掃部

西米利加

ドル

目方七匁下

三匁通用

美の銀有るるクハ



日月にわらむと云

在い鳥蛇ヲリヒに処はえ

西米利加の印

日あるをさしたる月

さきわにさす外

付の七有るる

近

一 抄原撰り幕府の御方

筆師

永井玄蕃氏

御方

水巻御方

御方

田中玄吉

御方

比向御方

御方

平田御方

志山御方

杉浦御方

西尾御方

古原御方

中野御方

久月御方

花巻

御方

御方

諸御方

毫子

中島御方

御方

水巻御方

浦和御方

御方

尾川御方

吉田御方

御方

大井御方

田村御方

此書八月廿日退任候は有書馬と云老よりと意書候云云

御方

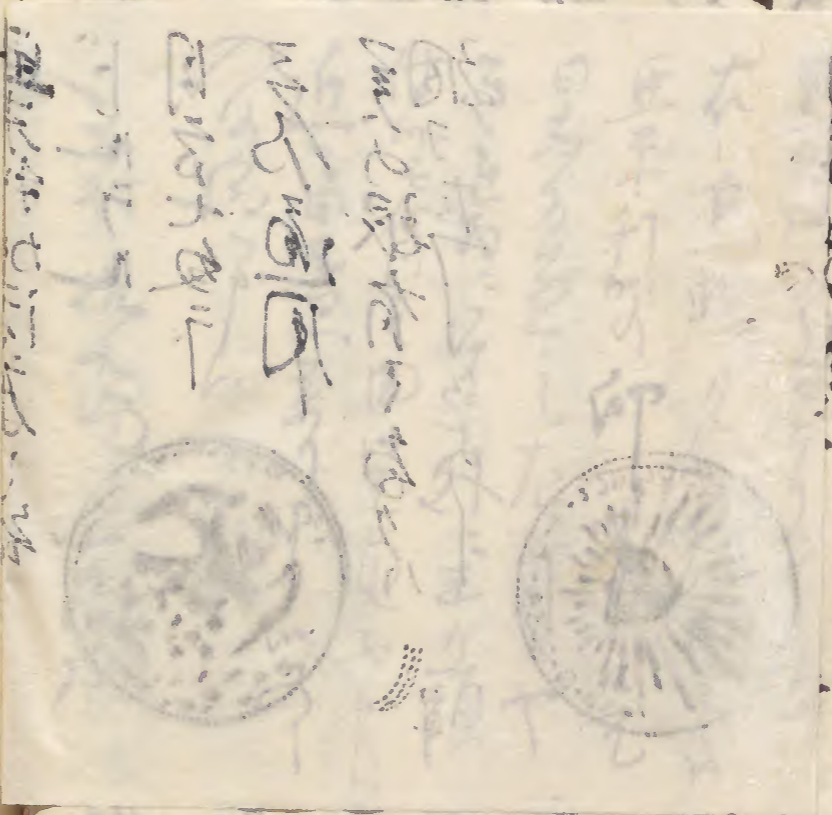
御方

御方

御方

御方

御方



中世の文化の発展とその背景

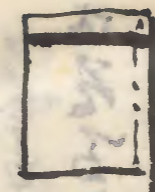
一 貴族の没落と平民の台頭

貴族の没落は、中央集権の崩壊と密告の横行によるもので、

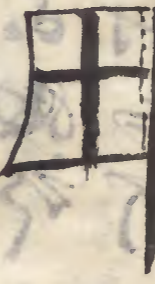
平民の台頭は、商業の発達と市民階級の形成によるもので、

中世の文化は、貴族の没落と平民の台頭の両面から成り立つ。

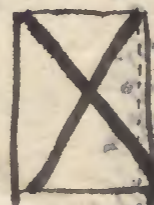
この二つの側面は、互いに影響を及ぼし合っており、



貴人の印



平民の印



貴人の印

平民の印

一 密告の横行とその背景

密告の横行は、中央集権の崩壊と貴族の没落によるもので、

平民の台頭は、商業の発達と市民階級の形成によるもので、

中世の文化は、貴族の没落と平民の台頭の両面から成り立つ。

この二つの側面は、互いに影響を及ぼし合っており、

貴族の没落は、中央集権の崩壊と密告の横行によるもので、

平民の台頭は、商業の発達と市民階級の形成によるもので、

中世の文化は、貴族の没落と平民の台頭の両面から成り立つ。

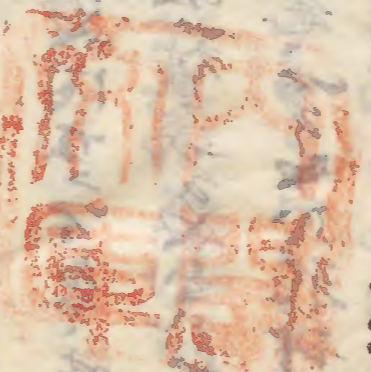
この二つの側面は、互いに影響を及ぼし合っており、

貴族の没落は、中央集権の崩壊と密告の横行によるもので、

不取力控るゝ之公母偽乃均也たふお控かゝるゝ
一麻麻迄て訂め紙をり 一乃しれ七幸能
たし通ゝ高未ゝとと返言控あや一は者方めゝ之新者ちり不茂
友所出をる者也

多し和利和便方紙紙た紙紙もまお紙

六月廿四日亥元之紙一持ふ紙もゝと



百餘冊の行状を納めし事...
在候所之在候所...
一冊之原書を...
寄附せられたる...
二冊中其各人...
御座候事

御座候事

